

○三重県立熊野少年自然の家条例（昭和51年12月24日三重県条例第60号）

三重県立熊野少年自然の家条例

昭和五十一年十二月二十四日
三重県条例第六十号

改正 平成 元年 三月二九日三重県条例第二〇号
平成二一年 三月二五日三重県条例第二五号
平成二七年 三月二七日三重県条例第一号
平成三一年 三月一八日三重県条例第四五号

平成 九年 三月二五日三重県条例第四二号
平成二六年 三月二七日三重県条例第六六号
平成二九年 三月二八日三重県条例第三三号

三重県立熊野少年自然の家条例をここに公布する。

三重県立熊野少年自然の家条例

（設置）

第一条 優れた自然環境の中で集団生活指導を行うことにより、心身ともに健全な少年の育成を図るため、三重県立熊野少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）を熊野市に設置する。

（事業）

第二条 少年自然の家においては、次の事業を行う。

- 一 少年の野外活動及び宿泊研修に関すること。
- 二 社会教育関係団体の指導者の研修等に関すること。
- 三 少年自然の家の施設及び設備等（以下「施設等」という。）を利用に供すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、三重県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業

全部改正〔平成二一年条例二五号〕

（指定管理者による管理）

第三条 少年自然の家の管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

- 2 議会の議員、知事、副知事並びに法第百八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員は、主として少年自然の家の管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この項において「役員等」という。）たることができない。ただし、議会の議員以外の者が、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している指定管理者の役員等になる場合は、この限りでない。

全部改正〔平成二一年条例二五号〕、一部改正〔平成二七年条例一号〕

（指定管理者が行う業務の範囲）

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第二条に規定する事業の実施に関する業務
- 二 少年自然の家の施設等の利用の許可等に関する業務
- 三 第十八条第一項に規定する利用料金の收受等に関する業務
- 四 少年自然の家の施設等の維持管理及び修繕に関する業務
- 五 前各号に掲げる業務のほか、教育委員会が少年自然の家の管理上必要と認める業務

追加〔平成二一年条例二五号〕

（指定管理者の指定の申請）

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を添えて、教育委員会が別に定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 少年自然の家の事業計画書
- 二 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要なものとして別に定める書類

追加〔平成二十一年条例二五号〕

(指定管理者の指定)

第六条 教育委員会は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準によりその申請を審査しなければならない。

- 一 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
 - 二 事業計画の内容が、少年自然の家の施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
 - 三 事業計画の内容が、少年自然の家の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
 - 四 事業計画の内容が、少年自然の家の施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
 - 五 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。
- 2 教育委員会は、前項の規定により審査した結果、少年自然の家を最も効果的に管理できると認められたものを、議会の議決を経て指定管理者として指定する。

追加〔平成二十一年条例二五号〕

(選定委員会)

第七条 教育委員会は、前条第一項の審査を適正に行うため、教育委員会の附属機関として、指定管理者の選定に関する委員会（以下この条において「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。
- 一 審査基準及び配点表の作成に関する事項
 - 二 指定管理者の指定を受けようとするものから提出される事業計画書等の審査に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、指定管理者の選定を行うに当たつて必要な事項
- 3 選定委員会は、委員五人以上十人以内で組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- 4 委員は、少年自然の家の管理に関し優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が任命する。
- 5 委員の任期は、任命の日から前条第二項の規定により指定管理者を指定する日までとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔平成二十一年条例二五号〕

(指定等の告示)

第八条 教育委員会は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

- 一 第六条第二項の規定により指定管理者を指定したとき。
 - 二 法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 2 知事は、第十八条第二項の規定により利用料金を承認したときは、その旨を告示するものとする。

追加〔平成二十一年条例二五号〕

(協定の締結)

第九条 教育委員会は、指定管理者と次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

- 一 少年自然の家の管理に関する事項
- 二 次条に規定する事業報告書に関する事項
- 三 法第二百四十四条の二第十一項に規定する指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- 四 管理の業務を行うに当たつて保有する個人情報の保護に関する事項
- 五 県が支払うべき管理費用に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

追加〔平成二十一年条例二五号〕

(事業報告書の作成及び提出)

第十条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して二月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

- 一 少年自然の家の管理の業務の実施状況及び利用状況
- 二 第十八条第一項に規定する利用料金の収入の実績
- 三 少年自然の家の管理の業務に係る経費の収支状況
- 四 前三号に掲げるもののほか、少年自然の家の管理の業務の実態を把握するために必要な事項
追加〔平成二十一年条例二五号〕

(業務状況の聴取等)

第十一条 教育委員会は、少年自然の家の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務又は経理の状況に関し毎年度一回又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

追加〔平成二十一年条例二五号〕

(教育委員会による管理)

第十二条 教育委員会は、法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となつた場合において必要があると認めるときは、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

- 2 前項の規定により教育委員会が管理の業務を行うときは、知事は、別表に掲げる金額の範囲内において、知事が定める使用料を徴収するものとする。
- 3 第十九条から第二十一条まで及び別表の規定は、前項の規定による使用料の徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第十九条から第二十一条までの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

追加〔平成二十一年条例二五号〕

(休業日)

第十三条 少年自然の家の休業日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を受けて、これを変更し、又は別に休業日を定めることができる。

- 一 毎月の第一月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日）
- 二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日
追加〔平成二十一年条例二五号〕

(利用の許可)

第十四条 少年自然の家の施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- 2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。
 - 一 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
 - 二 少年自然の家の施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - 三 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。第十七条第一項第四号において同じ。）の利益になると認められるとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、少年自然の家の管理上支障があると認められるとき。
- 3 指定管理者は、少年自然の家の管理上必要があると認めるときは、第一項の許可に条件を付けることができる。

追加〔平成二十一年条例二五号〕

(利用権の譲渡及び転貸の禁止)

第十五条 前条第一項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、少年自然の家の施設等を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

追加〔平成二十一年条例二五号〕

(利用者等に対する指示)

第十六条 指定管理者は、少年自然の家の管理上必要があるときは、利用者その他の関係者（第二十三条において「利用者等」という。）に対し必要な指示をすることができる。

追加〔平成二十一年条例二五号〕

(利用の制限等)

第十七条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じることができる。

- 一 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- 二 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- 三 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- 四 暴力団の利益になると認められるとき。
- 五 天災その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- 六 公益上必要があると認められるとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、少年自然の家の管理上特に必要があると認められるとき。

2 利用者は、その利用が終了したとき、又は前項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命じられたときは、その利用した少年自然の家の施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

追加〔平成二十一年条例二五号〕

(利用料金の収入)

第十八条 指定管理者は、少年自然の家の施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を自己の収入として収受するものとする。

2 利用料金は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。

追加〔平成二十一年条例二五号〕

(利用料金の納入)

第十九条 利用者は、利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が全部又は一部の後納を認める場合は、この限りでない。

追加〔平成二十一年条例二五号〕

(利用料金の減免)

第二十条 指定管理者は、公益上必要があると認められるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

追加〔平成二十一年条例二五号〕

(利用料金の返還)

第二十一条 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰さない事由により少年自然の家の施設等を利用できないとき、又は指定管理者が指定する日までに利用の申込みを取り消したときは、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

追加〔平成二十一年条例二五号〕

(原状回復義務)

第二十二条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わなくなった少年自然の家の施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

追加〔平成二十一年条例二五号〕

(損害賠償義務)

第二十三条 指定管理者又は利用者等は、故意又は過失により少年自然の家の施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによつて生じた損害を県に賠償しなければならない。

追加〔平成二十一年条例二五号〕

(秘密保持義務)

第二十四条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であつた者は、少年自然の家の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

追加〔平成二十一年条例二五号〕

(規則への委任)

第二十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で

定める。

一部改正〔平成二一年条例二五号〕

附 則

この条例は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において三重県教育委員会規則で定める日から施行する。（昭和五十二年一月三重県教育委員会規則第一号で、同五十二年一月十五日から施行）

附 則（平成元年三月二十九日三重県条例第二十号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年四月一日（中略）から施行する。

附 則（平成九年三月二十五日三重県条例第四十二号）

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年三月二十五日三重県条例第二十五号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に三重県立熊野少年自然の家の使用の許可を受けている者に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前に改正前の三重県立熊野少年自然の家条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の三重県立熊野少年自然の家条例（次項において「新条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

（準備行為）

- 4 新条例第三条第一項の規定による指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

附 則（平成二十六年三月二十七日三重県条例第六十六号）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前において、三重県立熊野少年自然の家条例第三条第一項に規定する指定管理者から同条例第十八条第二項の規定により利用料金の承認の申請があつた場合には、知事は、当該利用料金の変更の理由が消費税法等の一部改正によるものであるときに限り、この条例による改正後の三重県立熊野少年自然の家条例の規定に基づき利用料金の承認を行うことができる。

附 則（平成二十七年三月二十七日三重県条例第一号）

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、第二条の規定による改正後の特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定、第三条の規定による改正後の同条各号に掲げる条例の規定、第四条の規定による改正後の同条各号に掲げる条例の規定及び第五条の規定による改正後の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は適用せず、第二条の規定による改正前の特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定、第三条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定、第四条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定及び第五条の規定による改正前の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

注 右の附則第二項により、改正前の条例中なおその効力を有する部分
（指定管理者による管理）

第三条

- 2 議会の議員、知事、副知事並びに法第八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委員は、主として少年自然の家の管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この項において「役員等」という。）たることができない。ただし、議会の議員以外の者が、県が資本金、基本金その他

これらに準ずるものの二分の一以上を出資している指定管理者の役員等になる場合は、この限りでない。

附 則（平成二十九年三月二十八日三重県条例第三十三号）

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月十八日三重県条例第四十五号）

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前において、三重県立熊野少年自然の家条例第三条第一項に規定する指定管理者から同条例第十八条第二項の規定により利用料金の承認の申請があった場合には、知事は、当該利用料金の変更の理由が消費税法等の一部改正によるものであるときに限り、この条例による改正後の三重県立熊野少年自然の家条例の規定に基づき利用料金の承認を行うことができる。

別表（第十二条、第十八条関係）

- 一 少年自然の家の宿泊室を利用する場合

区分	単位	金額（円）
一 児童生徒等	一人一日につき	二七〇円
二 その他の者	一人一日につき	七七〇円

備考

- 一 一日とは、午後一時から翌日の午後一時までの間とする。
- 二 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。
 - (一) 小学校就学前の者
 - (二) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者
- 二 少年自然の家の施設又は設備を利用する場合
 - (一) 施設

区分	一時間当たりの金額（円）
体育館	三三〇円
研修室	一七〇円

備考

- 一 施設の利用時間は、午前九時から午後十時までとする。
- 二 一時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり、一時間当たりの金額の二分の一に相当する額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。前号に定める利用時間を超えて、午前九時以前又は午後十時以降に利用する場合も同様とする。
- 三 宿泊室を利用する日（宿泊室の利用を開始する日の午後一時から宿泊室の利用を終了する日の午後一時までの間をいう。）の施設の利用料金は、この表に定める額の二分の一に相当する額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、県内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校が宿泊室を利用する場合は、無料とする。
- (二) 設備等

区分	金額（円）
設備及び器具一点又は一式につき	一、一〇〇円

備考 宿泊室を利用する日（宿泊室の利用を開始する日の午後一時から宿泊室の利用を終了する日の午後一時までの間をいう。）の設備等の利用料金は、この表に定める額の二分の一に相当する額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、県内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校が宿泊室を利用する場合は、無料とする。

全部改正〔平成二一年条例二五号〕、一部改正〔平成二六年条例六六号・二九年三三号・三一年四五号〕

令和3年度主催事業

ネイチャーウォッチング！シリーズ

- ・スターウォッチング 年10回開催(R3年度は2回開催)
- ・春の野草ウォッチング(2回開催)
- ・幻想ロマンホテル祭り(親子deキャンプ夏時に実施)
- ・秋のキノコ観察会
- ・アサギマダラを見に行こう(親子deキャンプ秋時に実施)
- ・野鳥観察会

わく・ドキ！シリーズ

- ・親子deキャンプ(夏編)(昆虫を観察しよう、マリンスポーツを体験しよう同時開催)
- ・親子deキャンプ(秋編)

グループアクション！シリーズ

- ・野山で遊ぼう
- ・野山を散策しよう

アカデミック！シリーズ

- ・身の回りの科学講座(年3回)
- ・びっくり化石発掘会
- ・史跡名所探訪(年2回)
- ・英語キャンプ(第3回親子野外料理教室(オンライン)時に実施)

フードカルチャー！シリーズ

- ・親子野外料理教室(年3回)
- ・そば打ち体験教室

クリエイティング！シリーズ

- ・凧作り講座
- ・革細工教室

その他主催事業

- ・ザリガニ釣り体験(親子deキャンプ時に実施)

連携団体との共催事業

- ・竹、弓で遊ぼう
- ・SUP/ シーカヤック体験教室
- ・めはり、さんま寿司体験教室

給食業務

1 就業時間、食事提供内容及び調理

(1) 就業時間 就業時間及び調理時間は下記の食事時間にあわせて編成・準備すること。

(食事時間)

朝食 7:30 ~ 8:30

昼食 11:30 ~ 13:30

夕食 17:00 ~ 20:00

なお、利用者の研修計画により食事時間がある程度延びた場合も対応すること。

(2) 食事提供内容

①提供方法 原則的に、食堂内において提供すること。また、利用者等の要望に応じ野外炊飯の食材の斡旋を行うこと。

感染症対策として、食堂内は座席の間隔を十分に空けたり、真正面の席を避けるなどの対策を講じること。(流行時)

②食材等 ア 通常の食材以外に「地産地消」として、旬に合わせて地域(県内)食材を取り入れること。

イ 利用者の申し出によるアレルギー食材の排除や障がい者用流動食等の希望に可能な限り応じること。

ウ 食事提供については、利用者の要請に基づき必要カロリーの摂取などが達成されるよう可能な限り応じること。

③現在の食事料金(参考)

朝食 470円

昼食 Aコース 470円 Bコース 570円 Cコース 680円

夕食 Aコース 680円 Bコース 780円 Cコース 1,100円

寝具類供給業務

三重県立熊野自然の家の寝具類供給業務で使用する寝具等について、次のとおり供給してください。

業務内容

- (1) 寝具類210組を三重県立熊野少年自然の家に常時配置すること。

ア 寝具類の使用明細

品名	数量	仕様生地	寸法	その他
掛布団プレッ	1	180本ブロード更紗	140×195	化繊綿2kg
敷布団	1	180本ブロード更紗	95×195	高級木綿4kg
毛布	1	アクリル100%	140×195	カネカロン1.7kg以上
枕	1	120本細布晒	30×45	パイプ枕
掛布団包布	1	120本細布晒	145×200	全覆紐付
毛布包布	1	120本細布晒	137×270	全覆紐付
敷布	1	120本細布晒	137×270	
枕カバー	1	120本細布晒	40×65	

イ 寝具類1組あたりの必要運営資材

品名	数量	品名	数量
掛布団	1	掛布団包布	3
毛布	1	毛布包布	3
敷布団	1	敷布	3
枕	1	枕カバー	3

- (2) 寝具類の洗濯、補修、仕立て直し等については、衛生的かつ清潔なものを提供すること。

三重県立熊野少年自然の家 利用のご案内

熊野少年自然の家は、三重県の南部、熊野市金山町にあります。標高782mの長尾山の山麓（海拔184m）にあり、太平洋を見渡すことのできる雄大なながめと自然環境に恵まれた宿泊研修施設です。

熊野少年自然の家は、本来児童生徒を対象とした集団宿泊研修施設としてスタートしましたが、生涯学習社会の今日的要請に答えて、現在は幅広くいろいろな団体や家族、小グループにも利用していただいております。宿泊研修以外にも、新入生のオリエンテーション、部活動の合宿、グループ・団体等の研修や親睦、家族のふれあいなどに、お気軽にご利用下さい。

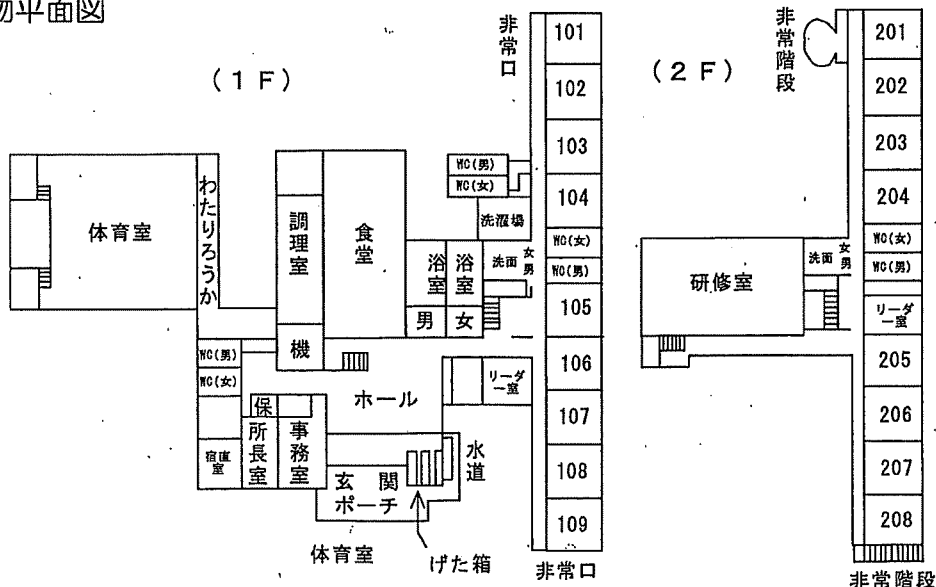
また、野外炊事、ボルダリング設備、関所ハイキング、天体観測、ユニカールなどのニュースポーツ、クラフト、那智黒石工芸等さまざまな活動メニューを用意しております。

1. 施設の概要について

1. 施設の概要

宿泊室	2段ベッド12名×16室 和室3名×2室 バリアフリールーム2名×1室 定員200名
体育室	バドミントンコート2面分の広さ ボルダリング併設
研修室	長机40
食堂	107席
天体観測室	45cmカセグレン式反射望遠鏡 大型双眼鏡 等
つどいの広場	1,500m ² の芝生の広場
野外炊事場	炊事道具 調理器具等 テーブル16脚 食器等
浴室	2室 同時に15名の入浴が可能 シャワーも設置
洗濯場	全自動洗濯機6台 乾燥機6台 物干し場 (無料です)
野外活動	ボルダリング設備、関所ハイク 等

2. 建物平面図



II 利用の仕方

1. 利用できる人

学校・社会教育団体から2名以上の小グループ、家族まで幅広く利用できます。
宿泊研修以外にも、新入生のオリエンテーション、部活動等の合宿、グループ・
団体等の研修や親睦、家族のふれあい等に利用していただくことができます。
(商品の販売など営利を目的としたもの、宗教団体が布教活動を目的としたもの、
ビジネスのためにホテル代わりに利用するものなどは利用できません。)

2. 利用できない日

毎月第1月曜日(祝日の場合は翌日以降の休日でない日)
※連続の利用で月曜日にかかる場合は相談してください。
年末年始(12月29日~1月3日)

3. 利用の受付

予約は3ヶ月前から受け付けています。学校や青少年団体等の予約受付は、利用
日の1年前から行なっています。

4. 利用の手順

利用申し込みは、まずホームページで空き状況を確認していただき、電話にて、
団体名・責任者名・連絡先・利用目的・利用希望日・利用人数(男女別の人数)等
をお知らせください。希望日が利用可能な時には、当所ホームページより必要な書式を
ダウンロードしていただき、メールまたはファックス、郵送にて送付してください。

5. 経費(利用料金等)

三重県立熊野少年自然の家利用料金		
区 分	児童・生徒等	その他
宿泊室	1泊270円	1泊770円
施設・設備	体育室 1時間	330円
	研修室 1時間	170円
リネン料	230円(2泊以上は1泊増すごとに60円ずつ加算)	

※保育所・幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校の前期課程・高等学校および
特別支援学校の宿泊研修の指導者・引率者は児童・生徒等の利用料金と同額と
します。

※児童・生徒等を伴ったスポーツ合宿等の指導者・引率者のうち3名までは児童・
生徒等の利用料金と同額とします。

※所内活動に伴う教材、材料等については実費を負担してください。

※宿泊室を利用する日の施設の利用料金はこの表に定める額の2分の1に相当す
る額(10円未満の端数は切り捨て)とします。ただし、県内の保育所、幼稚
園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学
校が宿泊室を利用する場合は、無料とする。

6. その他

- ◆ゴミは原則として、すべて利用団体で持ち帰っていただきます。長期利用の場合はご相談ください。
- ◆宿泊室、浴室、トイレ等の利用個所の掃除は利用者でお願いします。
- ◆館内では指定場所以外での喫煙は禁止させていただきます。
- ◆花火は、火災予防のため禁止させていただきます。
- ◆浴室（定員15～20名）は2室あります。ドライヤーは脱衣所に1台設置しております。

Ⅲ. 活動に使うことのできる備品

分 野	備 品 名
視聴覚関係	16ミリ映写機、スライド映写機、プロジェクター、OHP、DVDプレイヤー、ラジカセ、CDプレイヤー、ワイヤレスアンプ、ワイヤレスマイク、スクリーン固定式、ビデオデッキ 等
体育関係	卓球台、バドミントン、ソフトミニバレー、パタンク、ニチレクボール、インディアカ、フライングディスクゴルフ、ターゲットバードゴルフ、ユニカール、キンボール、グランドゴルフ
野外活動関係	テント、寝袋夏用、タープ、コンパス、トランシーバー、ランタン、反射板付きたすき、ハンドスピーカー
野外炊事関係	飯ごう、鍋、移動式かまど、バーベキューコンロ、ダッチオーブン、食器一式、調理器具等
天文関係	45cmカセグレン式反射望遠鏡・固定、13cm反射望遠鏡、15cm25倍天体用双眼鏡、ペンライト、星座早見板
自然観察関係	フィールドスコープ・三脚付、双眼鏡、ルーペ、数取機
クラフト関係	工作板、切り出し小刀、ガストーチ等
その他	ノートパソコン

【野外炊事を行う場合のお願い】

- ◆野外炊事で食材を持ち込んだ場合に発生した生ゴミも持ち帰っていただきますので、ご注意ください。なお、当所の食堂委託業者に食材を発注した場合は、委託業者が処分いたします。
- ◆食器洗い用スポンジ、たわし、洗剤、布巾、マッチ、ライター等は持参してください。
- ◆薪は一束400円で販売しています。プロパンガスは使用量に応じて料金をいただきます。

Ⅳ. 自然の家で体験できる活動

【野外活動】

野外炊事・ボルダリング設備・スターウォッチング・関所ハイキング・長尾山登山・熊野古道ウォーク・ナイトハイク・植物や動物観察 等

【クラフト関係】

竹細工・焼き杉クラフト・サンドブラスト・那智黒石工芸・雑木クラフト・ストーンペインティング 等

【室内での活動】

ユニカール・インディアカ・キンボール・バドミントン・ソフトミニバレー
ボルダリング 等

V. 自然の家の近くでできる体験

- ・定置網漁業体験・リバートレッキング・ラフティング・盾ヶ崎海上遊覧
- ・筏下り 等

※ これらの体験については、ご相談ください。

VI. 食堂での食事について

【食費】

	Aコース	Bコース	Cコース
朝食	470円		
昼食	470円	570円 ¹	680円
夕食	680円	780円	1,100円
弁当	670円		

- ◆ Aコース：小中学生対象のスタンダードコース
- ◆ Bコース：スポーツ合宿などを対象としたボリュームコース
- ◆ Cコース：中高年向きデラックスコース
- ◆ 野外で利用するお茶は、持参水筒1杯20円

【食事時間】

食事時間は

- ◆ 朝食： 7時30分 ~ 8時30分
- ◆ 昼食： 11時30分 ~ 13時
- ◆ 夕食： 17時 ~ 19時

を基本としていますが、利用者の計画により、ある程度の幅を持って対応したいと思っておりますので、ご相談ください。また、冷蔵庫の利用や氷の利用もできますので、入所時にお申し出ください。

【弁当について】

弁当は近隣であれば、指定時間に配達できますので、ご相談ください。

【食材の斡旋】

- ◆ 野外炊事の食材を下記料金で斡旋することができます。

・カレー（ライス付）セット	1食分	310円
・カレー（ライスなし）セット	1食分	230円
・焼きそばセット	1食分	260円
・豚汁セット	1食分	210円
・バーベキューセット A	1食分	1,030円
・バーベキューセット B	1食分	1,540円
・米（150g）炊いた米	1食分	100円
・米（150g）生米	1食分	80円

【キャンセル料金】

- ◆ 当日のキャンセルは全額、3日前から前日までのキャンセルは50%のキャンセル料をいただくことになります。

三重県立熊野少年自然の家

〒519-4327 三重県熊野市金山町1577 TEL 0597-89-3340

URL <http://www.kuma-sho.com/>

※三重県立熊野少年自然の家の案内・活動内容・主催事業・利用の仕方等については、ホームページでも詳しく紹介しておりますのでご覧ください。

熊野少年自然の家施設利用状況

地域別施設利用状況(延数)

地域別利用者数(熊野少年自然の家)

	北勢	中勢	松阪・多気	南勢志摩	伊賀地域	紀北	紀南	広域	県外	合計
平成29年度	1,718	1,697	992	1,159	653	351	5,021	6,913	9,244	27,748
平成30年度	1,967	1,450	638	423	380	361	4,831	7,690	10,271	28,011
令和元年度	1,313	1,966	639	996	184	234	3,529	7,368	6,732	22,961
令和2年度	200	19	226	1,093	0	4	1,551	680	2,818	6,591
令和3年度	567	388	583	539	0	54	1,053	720	4,858	8,762

※「広域」は、利用者の住所が複数の地域にまたがる場合を言う。

属性別施設利用者数(延数)

	高校生 以下	少年 団体	青年 団体	学校 クラブ	その他	合計
平成29年度	2,093	3,669	160	12,307	9,519	27,748
平成30年度	2,236	3,905	316	10,285	11,269	28,011
令和元年度	2,301	3,796	463	7,870	8,531	22,961
令和2年度	948	722	17	3,047	1,857	6,591
令和3年度	1,060	1,202	44	5,251	1,205	8,762

※「高校生以下」には保育園、幼稚園を含む。大学のクラブ・サークルは「青年団体」に含まれる。
「学校クラブ」は高校以下のクラブを対象とする。企業、親子等は「その他」に含まれる。

修繕実績(令和3年度)

	予算額	見積額	支出額	備考
公用車緊急時修繕		150,000		
カーペット事務室及び所長室張替		229,176		
窓ガラス、網戸クリーニング洗浄作業		391,875		
下足箱修繕(63足×2)		488,400		
下足箱修繕撤去、塗装工事		154,000		
床洗浄/抗菌特殊WAX塗布		397,552		
宿泊室カーテンクリーニング			99,550	4月6日
自火報知器修繕			17,600	4月20日
乾燥機取替修繕			85,470	4月23日
下駄箱取替修繕			484,220	5月25日
厨房冷凍冷蔵庫取替修繕			499,400	7月9日
消火栓ホース			42,900	7月13日
NAS設置設定			96,030	7月15日
NAS HD他取替修繕			49,170	7月20日
防火設備検査			33,000	8月19日
館内床ワックス塗布			332,346	8月20日
消火器取替修繕			36,300	9月3日
西側男女トイレ修繕			200,200	9月7日
宿泊室エアコン洗浄作業			495,000	9月21日
管理棟エアコン洗浄作業			393,360	9月21日
体育室樋オーバーフロー			105,600	9月21日
玄関天井雨漏れ修繕			89,100	9月21日
ロビー照明修繕			49,500	10月1日
エアコン室外機修繕			77,550	10月12日
食堂エアコン修繕			3,850	10月14日
エアコン室外機洗浄清掃			387,200	10月15日
宿泊棟カーベツ洗浄修繕			422,400	10月15日
宿泊棟ドア遮光カーテン設置			45,980	10月20日
冷蔵庫製氷皿			3,564	10月26日
宿泊棟ドア遮光カーテン設置			28,600	10月21日
宿泊棟ドア遮光カーテン設置			28,600	10月26日
ボイラー室消防用設備設置			27,500	10月26日
体育室飛散防止フィルム設置			316,800	11月2日
管理棟飛散防止フィルム設置			81,400	11月2日
下駄箱取替修繕			484,220	11月12日
体育室床洗浄修繕			208,175	12月23日
ブリウススタッドレスタイヤ交換			73,920	1月18日
公用車バッテリーオイル交換			8,800	1月20日
宿泊室防菌消臭作業			495,000	1月25日
リーダー室カーテン設置			28,512	2月2日
浴室ロールカーテン設置			72,160	2月2日
体育室カーテン取替修繕			86,768	2月4日
体育室カーテン取替修繕			68,640	2月5日
浴室清掃修繕			363,000	2月8日
体育室カーテン取替修繕			86,768	2月8日
宿泊室カーテンクリーニング			79,200	2月22日
脱衣所収納棚取替修繕			469,700	2月22日
アクリル板仕切り取替修繕			92,950	2月22日
体育室サッシ防菌加工			286,000	2月24日
食堂用アクリル板			92,400	3月1日
管理棟カーテンクリーニング			39,600	3月1日
学館荘テラス修繕			483,000	3月1日
体育室サッシ防菌加工追加箇所分			44,000	3月1日
学館荘畳取替修繕			85,800	3月4日
ノートパソコン修理			44,000	3月4日
学館荘畳取替修繕追加分			57200	3月8日
コロナ対策施設使用後防菌作業			99,000	3月8日
キャラバン車検整備			79360	3月8日
館内、体育室網戸張替修繕			277,750	3月11日
学館荘シロアリ駆除			55000	3月11日
体育室壁面修繕業務			495,000	3月13日
クロージャ			31950	3月13日
体育室内防菌加工修繕			469920	3月17日
女子浴室タイル修繕			20000	3月27日
駐車場防塵舗装工事			473000	3月29日
台所流し台取替修繕			94380	3月30日
駐車場区画線引修繕			99000	3月30日
雨どい修繕			51700	3月31日
合計		1,811,003	10,508,063	
R3年度予算	3000000			
R3年度予算残	-7508063			

三重県立熊野少年自然の家備品一覧表

内訳番号	管理(品目)番号	品名
01	000000151267	応接セット
02	000000151273	金庫
03	000000151278	物置
04	000000151290	ワイヤレスアンプ
05	000000151291	ワイヤレスアンプ
06	000000151298	液晶ビジョン
07	000000151299	望遠鏡
08	000000151301	天体望遠鏡
09	000000151302	天体望遠鏡
10	000000151303	望遠鏡
11	000000151304	望遠鏡
12	000000151305	望遠鏡
13	000000151306	望遠鏡
14	000000151307	望遠鏡
15	000000151334	卓球台
16	000000151354	テント
17	000000151356	冷蔵庫
18	000000151364	パンラック
19	000000151367	ガス回転釜
20	000000151368	ガス回転釜
21	000000151370	ダストテーブル
22	000000151375	一槽シンク
23	000000151377	二槽シンク
24	000000151380	糸のこぎり盤
25	000000217248	L A N接続機器一式
26	020000018835	返却シャワーシンク
27	020000018838	食器消毒保管庫
28	020000018839	食器洗浄機
29	020000018840	ビックオープン
30	020000018841	キューブアイスメーカー
31	020000018842	包丁まな板殺菌庫
32	020000018843	ストックマスター
33	020000018850	作業台(引き戸付)
34	020000018851	作業台(引き戸付)
35	020000018852	ガステーブル
36	020000018853	フライヤー
37	020000018856	ビッフェバー(サラダバー用)
38	020000018857	ビッフェバー(サラダバー用)
39	020000018878	冷蔵ショーケース
40	030000005404	物置
41	030000005405	物置
42	030000005406	物置
43	040000012885	天体望遠鏡
44	040000015171	キャラバン
45	080000007019	液晶プロジェクター
46	080000007020	発電機
47	090000007118	普通乗用自動車(プリウス)
48	090000015719	32型液晶テレビ
49	090000015720	32型液晶テレビ

三重県立熊野少年自然の家備品一覧表

内訳番号	管理（品目）番号	品名
50	090000015721	32型液晶テレビ
51	090000015722	ベッド（セミダブル、高さ調整可能）
52	100000006336	デジタル印刷機
53	100000007615	車椅子 背固定タイプ（自走）
54	100000007616	車椅子 背固定タイプ（自走）
55	110000027867	リーチイン冷蔵ショーケース
56	120000008527	ファクス
57	120000010727	軽貨物自動車（軽トラック）
58	130000005319	エアコンプレッサ
59	130000005320	補助タンク
60	170000014662	エアコン
61	180000004528	AED（自動対外式除細動器）
62	200000010261	ハンディ型サーモグラフィカメラ